



浦添市障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費の支給等に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 13 日

浦添市長 松本 新 二

浦添市規則第49号

浦添市障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費の支給等に関する規則の一部を改正する規則

浦添市障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費の支給等に関する規則（平成24年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（様式第1号）」を削る。

第4条第1項中「（様式第2号）」を削り、同条第2項中「（様式第3号）」を削り、同条第3項中「（様式第4号）」を削り、同条第4項中「（様式第5号）」を削る。

第5条中「（様式第6号）」を削る。

第6条中「（様式第7号）」を削る。

第7条中「（様式第8号）」を削る。

第8条中「（様式第9号）」を削る。

第9条中「省令第18条の24に各号」を「省令第18条の24第1項各号」に改め、「（様式第10号）」を削る。

第10条中「（様式第11号）」を削る。

第11条中「（様式第12号）」を削る。

第12条第1項中「省令第18条の26各号」を「省令第18条の26第1項各号」に改め、「（様式第13号）」を削り、同条第2項中「前条」を「前項」に改め、「（様式第14号）」を削る。

第13条中「（様式第15号）」を削る。

第14条第1項中「省令第25条の26の3各号」を「省令第25条の26の3第1項各号」に改め、「（様式第16号）」を削り、同条第2項本文中「（様式第17号）」を削り、同項ただし書中「（様式第16号）」及び「（様式第17号）」を削る。

第15条第1項中「（様式第18号）」を削り、同条第2項中「省令第1条の2の5」を「省令第1条の2の7」に改め、「（様式第19号）」を削る。

第16条中「（様式第20号）」を削る。

第17条の2第1項中「様式第21号」を「様式第1号」に改め、同条第2項中「様式第22号」を「様式第2号」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「、第2項」を加え、「第6条」を「第16条」に、「様式第23号」を「様式第3号」に改める。

第18条を第19条とし、第17条の2の次に次の1条を加える。

（様式）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき国が定める様式とする。

様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

様式第 1 号(第17条の2関係)

障害児通所給付費支給決定兼利用者負担額減額・免除等決定書

決裁区分			決裁年月日		
起案	年	月			日
施行	年	月			日
完結	年	月			日
文書記号番号				第 号	
				第 号	
発信人			浦添市福祉事務所長		

決 裁			合 議					
課長	係長	担当者						

支給決定障害者等 (保護者)	氏 名		性別		生年月日	
	居住地					
支給決定に係る障害児氏名			続柄		生年月日	

上記の者の()
を別紙のとおり決定し、通知してよいでしょうか。

起案者所属	
担当者氏名	

様式第 2 号(第17条の2関係)

高額障害児通所給付費支給・不支給決定書

決裁区分				決裁年月日	
起案	年	月	日		
施行	年	月	日		
完結	年	月	日		
文書記号番号				第 号	
発信人				浦添市福祉事務所長	

決 裁			合 議					
課長	係長	担当者						

支給決定障害者 (保護者)	氏 名		性別		生年月日	
	居住地					
支給決定に係る障害児氏名			続柄		生年月日	

上記の者の()
を別紙のとおり決定し、通知してよいでしょうか。

起案者所属	
担当者氏名	

様式第 3 号(第17条の2関係)

障害児相談支援給付費支給決定書

決裁区分				決裁年月日	
起案	年 月 日				
施行	年 月 日				
完結	年 月 日				
文書記号番号					第 号
					第 号
発信人				浦添市福祉事務所長	

決 裁			合 議					
課長	係長	担当者						

支給決定障害者	氏 名		性別		生年月日	
	居住地					
支給決定に係る障害児氏名			続柄		生年月日	

上記の者の()
を別紙のとおり決定し、通知してよいでしょうか。

起案者所属	
担当者氏名	

様式第4号から様式第23号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月13日から施行する。ただし、第9条の改正規定（「（様式第10号）」を削る部分を除く。）、第12条第1項中「省令第18条の26各号」を「省令第18条の26第1項各号」に、同条第2項中「前条」を「前項」に改める改正規定、第14条第1項中「省令第25条の26の3各号」を「省令第25条の26の3第1項各号」に改める改正規定、第15条第2項中「省令第1条の2の5」を「省令第1条の2の7」に改める改正規定及び第17条第3項中「第1項」の次に「、第2項」を加え、「第6条」を「第16条」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

浦添市障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費の支給等に関する規則（平成24年規則第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費の支給等に関する規則 平成24年 8 月 1 日 規則第26号 （障害児通所給付費の申請） 第3条 障害児通所給付費の支給及び当該給付費に係る利用者負担額の減額・免除等を受けようとする障害児の保護者は、法第21条の5の6第1項及び省令第18条の6の規定により、障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1号）を浦添市福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。 （障害児通所給付費支給決定の通知等） 第4条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、法第21条の5の7第1項の規定により障害児通所給付費の支給及び利用者負担額の減額・免除等の決定（以下「通所給付決定」という。）を行い、当該通所給付決定を受けた障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）に対し、障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。 2 所長は、前項の通所給付決定を行ったときは、当該通所給付決定保護者に対し、法第21条の5の7第9項の規定により、通所受給者証（様式第3号）を交付するものとする。	浦添市障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費の支給等に関する規則 平成24年 8 月 1 日 規則第26号 （障害児通所給付費の申請） 第3条 障害児通所給付費の支給及び当該給付費に係る利用者負担額の減額・免除等を受けようとする障害児の保護者は、法第21条の5の6第1項及び省令第18条の6の規定により、障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書_____を浦添市福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。 （障害児通所給付費支給決定の通知等） 第4条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、法第21条の5の7第1項の規定により障害児通所給付費の支給及び利用者負担額の減額・免除等の決定（以下「通所給付決定」という。）を行い、当該通所給付決定を受けた障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）に対し、障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書_____により通知するものとする。 2 所長は、前項の通所給付決定を行ったときは、当該通所給付決定保護者に対し、法第21条の5の7第9項の規定により、通所受給者証_____を交付するものとする。

3 所長は、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援を利用する当該障害児について通所給付決定を行ったときは、当該通所給付決定保護者に対し、前項の通所受給者証と併せて、肢体不自由児通所医療受給者証（様式第4号）を交付するものとする。

4 所長は、障害児通所給付費の支給決定及び利用者負担額の減額・免除等を行わないことを決定したときは、当該障害児の保護者に対し、障害児通所給付費支給及び利用者負担額減額・免除等却下決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（特例障害児通所給付費の申請）

第5条 特例障害児通所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者は、法第21条の5の6第1項及び省令第18条の5の規定により、特例障害児通所給付費支給申請書（様式第6号）を所長に提出するものとする。

（特例障害児通所給付費支給決定の通知等）

第6条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、法第21条の5の7第1項の規定により特例障害児通所給付費の支給又は不支給の決定を行い、当該障害児の保護者に対し、特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（障害児通所給付費支給の変更の申請）

第7条 障害児通所給付費の支給及び利用者負担額減額・免除等の変更の申請をしようとする通所給付決定保護者は、法第21条の5の8第1項及び省令第18条の21の規定により障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第8号）を所

3 所長は、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援を利用する当該障害児について通所給付決定を行ったときは、当該通所給付決定保護者に対し、前項の通所受給者証と併せて、肢体不自由児通所医療受給者証_____を交付するものとする。

4 所長は、障害児通所給付費の支給決定及び利用者負担額の減額・免除等を行わないことを決定したときは、当該障害児の保護者に対し、障害児通所給付費支給及び利用者負担額減額・免除等却下決定通知書_____により通知するものとする。

（特例障害児通所給付費の申請）

第5条 特例障害児通所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者は、法第21条の5の6第1項及び省令第18条の5の規定により、特例障害児通所給付費支給申請書_____を所長に提出するものとする。

（特例障害児通所給付費支給決定の通知等）

第6条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、法第21条の5の7第1項の規定により特例障害児通所給付費の支給又は不支給の決定を行い、当該障害児の保護者に対し、特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書_____により通知するものとする。

（障害児通所給付費支給の変更の申請）

第7条 障害児通所給付費の支給及び利用者負担額減額・免除等の変更の申請をしようとする通所給付決定保護者は、法第21条の5の8第1項及び省令第18条の21の規定により障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書_____を所

長に提出するものとする。

(障害児通所給付費の変更決定の通知等)

第8条 所長は、前条の変更申請書の提出があったときは、法第21条の5の8第2項の規定により通所給付決定及び利用者負担額減額・免除等の変更の決定を行い、当該通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(障害児通所給付費の支給決定の取消し)

第9条 所長は、法第21条の5の9第1項に規定する通所給付決定の取消しを行ったときは、省令第18条の24に各号に掲げる事項を記載した障害児通所給付費支給決定取消通知書(様式第10号)により通所給付決定保護者に通知するとともに、通所受給者証の返還を求めるものとする。

(障害児通所給付費申請内容の変更の届出)

第10条 通所給付決定保護者は、障害児通所給付費の支給等の申請内容に変更が生じたときは、障害児通所給付費支給申請内容変更届出書(様式第11号)により所長に届け出るものとする。

(通所受給者証の再交付の申請)

第11条 通所給付決定保護者は、通所受給者証の再交付を申請するときは、通所受給者証再交付申請書(様式第12号)により所長に申請するものとする。

(高額障害児通所給付費決定の申請等)

長に提出するものとする。

(障害児通所給付費の変更決定の通知等)

第8条 所長は、前条の変更申請書の提出があったときは、法第21条の5の8第2項の規定により通所給付決定及び利用者負担額減額・免除等の変更の決定を行い、当該通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書_____により通知するものとする。

(障害児通所給付費の支給決定の取消し)

第9条 所長は、法第21条の5の9第1項に規定する通所給付決定の取消しを行ったときは、省令第18条の24第1項各号に掲げる事項を記載した障害児通所給付費支給決定取消通知書_____により通所給付決定保護者に通知するとともに、通所受給者証の返還を求めるものとする。

(障害児通所給付費申請内容の変更の届出)

第10条 通所給付決定保護者は、障害児通所給付費の支給等の申請内容に変更が生じたときは、障害児通所給付費支給申請内容変更届出書_____により所長に届け出るものとする。

(通所受給者証の再交付の申請)

第11条 通所給付決定保護者は、通所受給者証の再交付を申請するときは、通所受給者証再交付申請書_____により所長に申請するものとする。

(高額障害児通所給付費決定の申請等)

第12条 法第21条の5の12第1項に規定する高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、省令第18条の26各号に掲げる事項を記載した高額障害児通所給付費支給申請書（様式第13号）を所長に提出するものとする。

2 所長は、前条の申請書の提出があったときは、高額障害児通所給付費の支給又は不支給の決定を行い、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（障害児支援利用計画案の提出依頼）

第13条 所長が障害児の保護者に対し、法第21条の5の7第4項に規定する障害児利用計画案の提出を求めるときは、省令第18条の13各号に掲げる事項を記載した障害児支援利用計画案提出依頼書（様式第15号）により依頼するものとする。

（障害児相談支援給付費決定の申請）

第14条 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費を受けようとする障害児の保護者は、省令第25条の26の3各号に掲げる事項を記載した障害児相談支援給付費支給申請書（様式第16号）により所長に申請するものとする。

2 前項の申請に際して、当該障害児の保護者は、障害児相談支援依頼（変更）届出書（様式第17号）により所長に届け出るものとする。ただし、法第21条の5の7第5項に該当する場合は、障害児相談支援給付費支給申請書（様式第16号）及び障害児相談支援依頼（変更）届出書（様式第17号）は提出を要しないものとする。

第12条 法第21条の5の12第1項に規定する高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、省令第18条の26第1項各号に掲げる事項を記載した高額障害児通所給付費支給申請書に所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の申請書の提出があったときは、高額障害児通所給付費の支給又は不支給の決定を行い、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書により通知するものとする。

（障害児支援利用計画案の提出依頼）

第13条 所長が障害児の保護者に対し、法第21条の5の7第4項に規定する障害児利用計画案の提出を求めるときは、省令第18条の13各号に掲げる事項を記載した障害児支援利用計画案提出依頼書により依頼するものとする。

（障害児相談支援給付費決定の申請）

第14条 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費を受けようとする障害児の保護者は、省令第25条の26の3第1項各号に掲げる事項を記載した障害児相談支援給付費支給申請書により所長に申請するものとする。

2 前項の申請に際して、当該障害児の保護者は、障害児相談支援依頼（変更）届出書により所長に届け出るものとする。ただし、法第21条の5の7第5項に該当する場合は、障害児相談支援給付費支給申請書及び障害児相談支援依頼（変更）届出書は提出を要しないものとする。

(障害児相談支援給付費支給(却下)通知等)

第15条 所長は、前条第1項の申請があったときは、障害児相談支援給付費の支給又は却下の決定を行い、当該障害児の保護者に対し、障害児相談支援給付費支給(却下)決定通知書(様式第18号)により通知するものとする。

2 所長は、前項の規定により決定した省令第1条の2の5に定める市町村が必要と認める期間を変更する場合は、当該障害児の保護者に対し、モニタリング期間変更通知書(様式第19号)により通知するものとする。

(障害児相談支援給付費の支給取消し)

第16条 所長は、省令第25条の26の4の規定により障害児相談支援給付費の支給を行わないことを決定したときは、当該障害児の保護者に対し、障害児相談支援給付費支給取消通知書(様式第20号)により通知するものとする。

(起案用紙の様式)

第17条の2 第4条第1項、第3項及び第4項、第6条、第8条並びに第9条に規定する決定の際に用いる起案用紙は、様式第21号のとおりとする。

2 第12条第2項に規定する決定の際に用いる起案用紙は、様式第22号のとおりとする。

3 第15条第1項_____及び第6条に規定する決定の際に用いる起案用紙は、様式第23号のとおり定める。

[新設]

(障害児相談支援給付費支給(却下)通知等)

第15条 所長は、前条第1項の申請があったときは、障害児相談支援給付費の支給又は却下の決定を行い、当該障害児の保護者に対し、障害児相談支援給付費支給(却下)決定通知書_____により通知するものとする。

2 所長は、前項の規定により決定した省令第1条の2の7に定める市町村が必要と認める期間を変更する場合は、当該障害児の保護者に対し、モニタリング期間変更通知書_____により通知するものとする。

(障害児相談支援給付費の支給取消し)

第16条 所長は、省令第25条の26の4の規定により障害児相談支援給付費の支給を行わないことを決定したときは、当該障害児の保護者に対し、障害児相談支援給付費支給取消通知書_____により通知するものとする。

(起案用紙の様式)

第17条の2 第4条第1項、第3項及び第4項、第6条、第8条並びに第9条に規定する決定の際に用いる起案用紙は、様式第1号のとおりとする。

2 第12条第2項に規定する決定の際に用いる起案用紙は、様式第2号のとおりとする。

3 第15条第1項、第2項及び第16条に規定する決定の際に用いる起案用紙は、様式第3号のとおり定める。

(様式)

(雑則)

第18条 [略]

様式第1号 (第3条関係)

[略]

様式第2号 (第4条関係)

[略]

様式第3号 (第4条関係)

[略]

様式第4号 (第4条関係)

[略]

様式第5号 (第4条関係)

[略]

様式第6号 (第5条関係)

[略]

様式第7号 (第6条関係)

[略]

様式第8号 (第7条関係)

[略]

様式第9号 (第8条関係)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき国が定める様式とする。

(雑則)

第19条 [略]

様式第1号 (第17条の2関係)

[略]

様式第2号 (第17条の2関係)

[略]

様式第3号 (第17条の2関係)

[略]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

〔略〕	
<u>様式第10号（第9条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第11号（第10条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第12号（第11条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第13号（第12条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第14号（第12条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第15号（第13条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第16号（第14条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第17号（第14条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第18号（第15条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第19号（第15条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第20号（第16条関係）</u>	〔削る〕

〔略〕	
<u>様式第21号（第17条の2 関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第22号（第17条の2 関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第23号（第17条の2 関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	